

Title	中国商標法における「その他不良な影響」を有する標識について
Author(s)	楊, 和義; 陳, 思勤
Citation	阪大法学. 2016, 66(1), p. 199-221
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/79158
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

中国商標法における「その他不良な影響」を有する

標識について

楊

、和

思勤

訳

陳

はじめに

を有する標識について考察するものである。 る商標登録出願を認めない旨の判決を下した。同判決は、中国知的財産法分野において、「その他不良な影響」を 標識についての議論が見られるようになった。二〇一五年三月一一日に、北京知識産権法院は、「微信」商標行政 有する標識に関する多くの議論を巻き起こした。本稿は、 訴訟事件において、一〇条一項八号を適用し、原告(商標登録出願人)である創博亜太科技(山東)有限公司によ ツは、一九八二年に中国で公布された最初の商標法にある。今世紀に入ってから、「その他不良な影響」を有する(1) し、又はその他不良な影響」を有する標識を商標として使用することを禁止する旨を規定している。同規定のル 二〇一三年に三度目の改正が行われた中国現行商標法は、一〇条一項八号において、「社会主義の道徳風習を害 中国商標法一〇条一項八号にいう「その他不良な影響」

(阪大法学) 66 (1-199)

199

[2016.5]

「その他不良な影響」 規定の性質

包括規定説

(一) 学説上の議論

資

社会の一般的な利益に関連する場合には、『その他不良な影響』条項を適用して利益の調整を図ることができる」 定である。すなわち、 ものを除く」と解する説がある。また、「立法形式をみれば、商標法でいう『その他不良な影響』はむしろ包括規 品質、効能、成分、用途、産地又は生産者について公衆を誤認させるもの、ただし宣伝を誇張し、 するもの、ただし社会主義の道徳と風習に反するものを除く、②間違った記述であって、商品又はサービスの特徴、 ことに該当する状況が生じた場合には当該明文規定を適用すべきであるが、それ以外の状況が生じ、 まず、「『その他不良な影響』条項は商標法一○条一項の包括規定であって、以下の内容を含む。①公序良俗に反 一〇条一項一号から七号までに列挙され、又は八号にいう「社会主義の道徳風習」を害する 詐欺性を有する かつ国家又は

2 般規定説

という見解もある。

と言わなければならない」と指摘する。これに対して、別の論者は、「条文をみれば、商標法一〇条一項八号は列と言わなければならない」と指摘する。これに対して、別の論者は、「条文をみれば、商標法一〇条一項八号は列 の部分であり、 徳風習』という表現自体が不明確であるため、一般規定である『その他不良な影響』の外延はさらに不明確である ある論者は、「商標法一〇条一項八号は例示規定である。このうち『社会主義の道徳風習』を害する標識は例示 『その他不良な影響』を有する標識は一般規定である。しかし、例示の部分である『社会主義の道

> (1-200)(阪大法学) 66 200 [2016, 5]

挙 + 一 に消極的でマイナスな影響をもたらす状況を指すのであって、使用と登録を禁止すべき絶対的事由の一つである」、 社会主 |義の道徳風習を害する状況に類似し、 般規定の例示規範である。 例示規範の適用規則によれば、『その他不良な影響』 我が国の政治、 経済、 文化、 宗教、 民族等の社会公共利益と公共秩序 は包括規定ではなく、 単に、

とができる」と唱えているが、これは、 社会公共利益と公共秩序に消極的でマイナスな影響をもたらす場合には、 結局、 包括規定説と同様である。 『その他不良な影響』 規定を発動するこ

ある標識の登録が特定の民事上の権利利益を害し、

かつ我が国の政治、

経済、

文化、

宗教、

民族等の

私見では、ここでいう「その他不良な影響」は一○条一項の包括規定でなく、

3

規定の性質論

定である。 包括規定は中国の立法によく見られる。例えば、 商標法一四条は、「馳名商標を認定する際には、 以下 [2016.5]

また一般規定でもなく、

通常

の規

それまでの各号における列挙によって生じうる漏れをカバーするというものである。 害を与える場合」。このように、包括規定の形式と構造は、まず条文の柱書において次の各行為が問題のある行為 である旨を定めたうえで、号においていくつかの行為を列挙し、そして最後の号に「その他」という表現を用 の要素を考慮する。 八号に規定する「その他不良な影響」はこのような形式と構造を採っていない。法律条文のロジック構造からすれ 以下の行為のいずれも、 ある号の規定の ……五号 一部分が、 登録商標専用権を侵害する行為である。……七号 同号と並列関係にある他の号又は同号前段規定の不足を補うことはできない。 当該商標が馳名であるその他の要素」と規定している。また、商標法五七条も、 他人の登録商標専用権にその 明らかに、 商標法一〇条 他の損 従っ いて 項 (阪大法学) 66 (1-201)201

ば、

て、

八号の上記部分は一〇条一

項の包括規定ではないと考えられる。

資 の偽造、変造、売買」、「商標登録申請等関連書類は、書面の方式又は電磁的方法によって提出することができる」 である。例えば、「身分証明書、パスポート、社会保障カード、運転免許証等法によれば身分を証明できる証明書 般規定も中国の法律によく見られ、 通常は、 いくつかの行為を列挙した後に、「等」という語でまとめる条文

る。

等の規定がある。

一○条一項八号はこのような表現形式と構造を採っていないため、

法源上の差異

現行の司法解釈

題的意見」(以下「意見」という。)三条において、「人民法院はある標識がその他不良な影響を有する状況を構成 二〇一〇年四月に、 中国最高人民法院 (以下「最高法院」という。) は、「関于審理商標授権確権行政案件若干問

共利益と公共秩序に消極的でマイナスな影響を与える可能性があるかを考慮する」と定めている。「意見」は、道 するか否かを審査判断する際に、当該標識又はその構成要素が我が国の政治、 徳面の不良な影響を排除する代わりに、政治等の面における広範囲の不良な影響をその内容に含めており、公共利 公共秩序に関する包括規定である。この規定は、二〇〇五年に国家工商行政管理総局 経済、文化、宗教、民族等の社会公 (以下「国家工商総局

定と実質的な差異はない。両者の違いとして、まず、「標準」は対象を「商標の文字、図形又はその他の構成 素」と限定しているのに対して、「意見」は対象を「商標の標識又は構成要素」と限定している。また、 「不良な影響」を定義したうえで、九つの不良な影響の状況を列挙しているのに対して、「意見」は が制定した「商標審査及審理標準」(以下「標準」という。)における「その他不良な影響」に関する規 「不良な影

という。)

202 [2016.5] (阪大法学) 66 (1-202)

一般規定でもないと考えられ

それによって損害を受けるのはおそらく特定の民事主体の権利利益に止まらないとも指摘している。 (9) 委員会 整合性を有すると評価する一方、 対する侵害と区別し、 的でマイナスな影響を考慮すべきと定めている。 を定義せず、 (以下「商評委」という。)は、上記「意見」三条について、「不良な影響」を特定の民事主体の権利 不良な影響の具体的 公共利益と公共秩序に関係する条文本来の属性を明らかにする点におい 明らかな悪意を有し、 な状況を列挙しない代わりに、 国家工商総局が設置し、 誠実信用の基本原則に反した商標の登録を認めてしまえば 司法判断をする際に政治等の 商標紛争事件の処理を担当する商 て、 面に 前後の条文との おけ 利益に

の二〇一三年商標法では

「商標の登録と使用は、

誠実信用の原則に従わなければならない」と定められているため、

しかし、

商評委のかつての懸念と疑問はもはや不要になったといえる

2 制 定中の司法解釈

案」という。)を公開した。「意見」とは異なり、 二〇一四年 〇月 四 日 に、 最高法院は、 · 関于審理商標授権確権行政案件若干問題的規定 『規定案』は「その他不良な影響」について明確な定義を定めて (案)」(以下

と定めている。 標を使用 標として登録出願する場合、 識を商標として登録すれば国家名称等の濫用をもたらす可能性がある場合、 おり、その内容は した商品と当該自然人を関連付ける場合、 ①中華人民共和国 「標準」と基本的に同様である。「規定案」は、 ③相続人に無断で死亡した自然人の氏名を商標として登録出願し、 の国家名称等を含むが、 である。 全体的に同一又は類似とまではいえない標識で、 かし、 次の三つの状況を新しく「その他不良な影響」 これらのうち、 ②他人が無断で著名な人物の氏名を商 1 ŏ 状 況 は 社会公衆が当該商 国家の尊厳に 当該標 関

る政治的な内容であり、

国家名称等の濫用をもたらす可能性がある標識は、

本来一〇条一

項一

号が禁止

する標識

規定 (阪大法学) 66 (1-203) 203 [2016.5]

資

料 あると考えられる。また、②が保護しようとする対象は自然人の氏名権であるが、商標法では 人が先に有している権利を侵害してはならない」と規定されているから、登録出願している商標が他人の有する氏 「商標登録出 は他

名権を侵害する場合には、商標法に違反することになるのは疑いがなく、権利者は「民法通則」、「権利侵害責任

然人の氏名が有する利益であるが、自然人が死亡により権利能力を失ったとしても、その近親族は「民法通則」、 法」等に基づき当該商標の登録を取消すよう求めることができる。さらに、③が保護しようとするのは死亡した自

そうすべきではないと考えられ、「規定案」の上記規定の妥当性は疑問なしとしない。 他の法律によってすでに明文で保護されているのであり、「その他不良な影響」に含めて捉える必要はなく、また

| 等に基づき権利を主張することが可能である。従って、②と③が関係するそれぞれの権利は

権利侵害責任法

3 現行の省令

一○○五年に国家工商総局が公開した「標準」は、「社会主義の道徳風習を害し、又はその他不良な影響を有す

形又はその組み合わせを有するもの、宗教の教派、経書、 宗教的感情、 宗教的信仰、 に不良な影響を有する四つの状況、すなわち、国家、 力団組織の名称又はそのリーダーの氏名と同一又は類似するもの、③人種・民族の尊厳又は感情を害するもの、 るもの、国家の主権、 る」一○種類の標識を挙げている。それらは、以下のものである。①社会主義の道徳風習を害するもの、②政治的 民間 宗教的感情、 この信仰における偶像の名称、 尊厳とイメージを害するもの、 民間の信仰を害する三つの状況、すなわち、商標の文字、 図形又はその組み合わせを有するもの、 政治的意味を有する数字等で構成されるもの、 地域又は政治的な国際組織の指導者の氏名と同一又は類似す 用語、 儀式、習俗及び宗教関係者の称号、 図形又は要素に、宗教的信仰、 宗教活動の場所の名称、 テロ イメージを有 組

204 (阪大法学) 66 (1-204) [2016.5] 「その他不良な影響」の具体的な類型である。

せるもの、® 標であって、

⑩その他不良な影響を有するもの。明らかに、①は社会主義の道徳風習を繰り返すもので、②~⑩は(印)

不良な影響を有するすべての類型を列挙することができないため、

トテープ等の商品又はサービスに指定して使用するもの、

⑨企業の名称によって構成され又は企業の名称を含む.

商

公衆を商品又はサービスの出所について誤解さ

その名称は出願者の名義と実質的な違いが認められ、

ゲームソフト によく知られる書籍の名称を書籍商品に指定して使用するもの、 関 するもの、 送番組、 ⑧公衆を誤認させる四つの状況、 政職名又は階級の名称と同一又は類似するもの、 社会団体等の機構・組織の名称、 ラジオ放送番組、 ただし一般化して、 の記録媒体等の商品及び関連サービスに指定して使用するもの、 歌謡曲の名称を、 又は法により商業的に使用することができるものを除く、 すなわち、 標識と同一又は類似するもの、 映像、 公衆を商品又はサービスの質等の特徴について誤認させるもの、 ⑦各国の法定貨幣の図案、 音楽媒体の映画、 公衆によく知られるゲームの名称をゲーム機又は テレビ番組、 ⑥中国共産党又は政府機関 名称又は標識と同一又は類似するもの、 公衆によく知られる映画、 音楽LD、 ⑤ 中 国 音楽CD又はカセ の職名、 [の各党派、 テレビ放 軍 政府 隊 の行

準」と同様である。 ⑩は包括規定の形を採っている。 このほか、 全国人民代表大会常務委員会の公式サイトに掲載されている商標法に対する解説の主な内容は、 もっとも、 当該解説は「立法法」に定義されている法律解釈の構成要件を具備しないため、 つまり、省令は包括規定説を採っていると理解することができる。 法 標

的拘束力を有しない。

(阪大法学) 66 (1-205) 205 〔2016.5〕

実務上の差異

状況の

資 の差異と不一致は、商標の登録と権利確認に関する行政異議申立て及び訴訟手続において、異なる審決又は判決と 商標が「その他不良の影響」を有するか否かについて、商標局と商評委はこれを認定する行政機関であり、 北京市高級人民法院、最高法院はこれを判断する司法機関である。これらの機関の間における解釈

いう結果をもたらす。商評委の見解が裁判所のそれと異なれば、商標行政訴訟において商評委が敗訴することにな

それぞれ、二〇一〇年に一三%、二〇一一年に八%、二〇一二年に六%、二〇一三年に五%、二〇一四年に一〇% る。商標審決取消の行政訴訟において、八号の「その他不良な影響」に係る事件が全体の敗訴事件に占める比例は

産地について公衆を誤認させる」標識の使用を禁止するものに改正され、不一致をもたらしていた法律条文自体が に、「消費者の誤認をもたらす可能性のある」登録出願を拒絶し、裁判所はこの判断を支持していた。二〇一〇年 年以前では、商標局と商評委はいずれも商標の登録が公衆を誤認させ、その結果不良な影響をもたらすことを理由 合に「その他不良な影響」の規定を適用すべきかについて、商評委と裁判所の立場に不一致が見られた。二〇一〇 であった。二〇一三年の商標法改正以前に、「商品の品質、機能等について消費者を誤認させる可能性がある」場 なくなった。そのため、本来解釈は一致し、「その他不良な影響」規定を適用した商評委の審決が裁判所の判決に たとする判決を下すようになった。二〇一三年の法改正により、関連条文は「詐欺的で、商品の品質等の特徴又は のある」標識について「その他不良な影響」規定を適用すべきではないと判断し、 から、この規定の理解と適用に関する裁判所の立場に変化が見られ、裁判所は、「消費者の誤認をもたらす可能性 商評委が法律を間違って適用

よって取り消される事件率が低下するはずであった。

しかし、前述した統計データが表わしているように、二〇一

(阪大法学) 66 (1-206)206 [2016.5] 2

審決における変化

二種類の事件において、商評委が「その他不良な影響」規定を適用したのに対して、「ほとんど裁判所に法律を間 四年に商評委が として取り消された事件率は低下するどころか、倍増している。 「その他不良な影響」を有する標識と認定した審決が、 商評委の報告書によれば、 裁判所によって「法律を間違って適 その原因は、 次 用 0)

代理人又は代表者が自らの名義により商標登録出願をし、 する場合であって、 違って適用したとして取り消された」ためである。 馳名商標の保護規定を適用できない場合、②本人又は被代表者による授権を受けることなく 第一の種類は、 前者によって異議が申し立てられている場合、 ①明らかに他人の商標が有する信用にただ乗り ③他人が

先に有する権利を害する場合、

④不正な手段によって他人がすでに使用し、

かつ一定の影響を有する商標を先駆

場合、である。 当事者が商評委に当該登録商標の取消しを申し立てているのに、 違反する旨を法律根拠として主張していない場合、 て登録出願する場合、である。 第二の種類は、 ①使用を目的とせずに、大量の商標登録を取得する行為に対して、 ②詐欺的手段又はその他の不正な手段によって登録を取得する 当該登録が商標としての使用、 登録の禁止規定に

他人がすでに使用し、 る場合」 無効宣告事件では 他人が 近時、 につい 先に有する権利を害する場合」、第4255113号「X-static」 商標審決事件に て 「不正な手段によって他人がすでに使用し、かつ一定の影響を有する商標を先駆けて登録出 商評委は か 。 つ ー おける商評委の法律適用に変化が見られる。 定の影響を有する商標を先駆けて登録出願してはならない」旨を定める改正前商標法 「商標の登録出願は他人が先に有する権利を侵害してはならず、 商標無効宣告事件と第10300709号 第6285542号図形商標の 不正な手段に 無効宣 繆 繆 件16 では 願 商

> (阪大法学) 66 [2016.5] (1-207)207

告事

す

五条に明文規定があるため、本来はその規定が適用されるべきものであった。また、第9288375号「PPR」 現行商標法三二条を適用した。 前述した第一の種類の②は、「その他不良な影響」とは無関係で、 商標法

資 商標法一〇条一項八号の「その他不良な影響」が適用されるべきでない場面についての共通認識であり、「その他 効果を発揮し、 規定が適用されるべきものであったが、近時の審決では実際には同号が適用されていない点をみれば、 異議申立て再審事件では、上述した第二の種類の状況について、「その他の不正な手段によって登録を取得する場 うな状況も存在していた。 合」を規定する改正前商標法四一条、 商評委がその立場を修正したといえる。もっとも、 商評委の上記報告書によれば、これらの事件は一○条一項八号の「その他不良な影響 現行商標法四四条が適用されたが、同事件においては、 これは、 行政管理機関と司法機関による、 第一の種類の① 司法判 あ よ

二 用語の言語的分析

不良な影響を有する」標識の意味についての共通認識が形成されたというわけではない。

一)商標法

言語の意味分析

○条一項八号後段の原文 「或者有其他不良影響」 の意味を正確に理解するために、 言語的分析を行い

できる。どのように分けるにせよ、これら自体は法律用語ではない。これらの語は、「或者」と「有其他不良影 或者有其他不良影響」は、「或者」、「有」、「其他」、「不」、「良」、「影響」という六つの字又は語に分けることが

響」という二つの字句を構成する。

中国 .の権威ある国語辞書である『現代漢語詞典』によれば、「或者」、「有」、「其他」、「良」、「影響」には、

次の

(阪大法学) 66 (1-208) 208 〔2016.5〕

中

国

0)

別の権威ある国語辞書である

『辞海』は、「或」、「有」、「良」、「影響」について、

次のように解説して

ある。

関連する意味は、 ときに用い ような意味がある。 る、 ③接続詞、 ①存在する、②発生する又は出現する、のいずれかである。「其他」は、「ほかの」を意味する。 「或者」は、 前後二つの事柄が等しいことを表わす。「有」には一〇種類の意味があるが、 ① 副 詞、 もしかしての意味、 ②接続詞、 二つ以上の事柄のうちどれか一 つを選ぶ 本条文に

①他人の思想又は行動に作用する、②人又は事柄にもたらす作用、 「良」は、 ①良い、 ②善良な人、③とても、 ④姓の一つ、である。「不良」は、「良くない」を表わす。 ③伝聞的、 根拠がない、を表わす。 「影響」は

いら ない作用をもたらす」と解されうる。一○条一項八号の規定内容を踏まえれば、「或者」はここで接続詞として用 は物事) つまり、 れ に他の良くない作用をもたらすかもしれない」か、「又は他人の思想又は行動 前後の文章が並列選択の関係であることを表わし、 『現代漢語詞典』によれば、「或者有其他不良影響」の意味は、「もしかして他人の思想又は行動 「或者有其他不良影響」は二番目の意味と解すべきで (人又は物事) に他の良く (人又

味は、 る、 る。 て、 の事柄にもたらす作用、 ③ある、④仮に、のいずれかである。「有」には十一種類の意味があるが、 占有する、 或 良好、 には九種類の意味があるが、本条文に関連する意味は、 ②善良、 保有する、 ②真実でない、根拠がない、 ③順調、 ②存在する、 ④できる、 のいずれかである。 (26) のいずれかである。「影響」 ③消息、を表わす。『辞海』は「不良」を直接に解説してい 「良」には一○種類の意味があるが、 ①又は、或いは、二者のうち一つ、②もしかし は、 ①言語、 本条文に関連する意味は、 行為、 物事が他人又は周 本条文に関連意 ① 有

ない

「辞海」

によれば、

「或者有其他不良影響」

の意味は、

一言語、

行為、

物事がもしかして他人又は周りの事柄に他

(阪大法学) 66(1-209) 209 〔2016.5〕

料 作用がある」と解される。一〇条一項八号の規定内容を踏まえれば、「或者」はここで接続詞として用いられ、並 の望ましくない作用があるかもしれない」か、「又は言語、行為、 物事が他人又は周りの事柄に他の望ましくない

資 列選択の関係を表わし、「或者有其他不良影響」は二番目の意味と解すべきである。 一○条一項八号は、「社会主義の道徳と風習を害する」と、これと並列選択関係にある「その他

不良な影響を有する」という二つの部分に分けられる。

2 文章の文脈分析

害し、すなわちその他不良な影響がある」ことになってしまう。これでは「社会主義の道徳風習を害する」ことと、 ることはできない。従って、同号を以上のように理解すると、理解できない内容になってしまい、立法趣旨に反す 社会現象と峻別すべきである。また、「もしかして」とは不確定な状態であり、そのような不確定な状態を規制す 道徳を超えた、例えば政治、文化等の分野においてその他不良な影響があるはずはなく、道徳は政治等のその他の とになってしまう。しかし、「社会主義の道徳風習を害する」こととは、まさに道徳的な危害があることを意味し、 ることになろう。また、仮に「或者」を等しい関係を表わす接続詞と理解すれば、本号は「社会主義の道徳風習を して」と理解すれば、本号は「社会主義の道徳風習を害し、もしかしてその他不良な影響があるかもしれない」こ 「その他不良な影響を有する」ことが同じ意味を持つことになる。しかし、両者は重複することなく相互に独立す 「社会主義の道徳風習を害し、又はその他不良な影響を有する」という文章において、仮に「或者」を「もしか その意味が同様というわけではない。従って、「或者」は、ここでは同質の並列選択関係を表わす

ために用いられているというべきである。同質でないものを同じ号に定めることはない。同号の「社会主義の道徳

210 (阪大法学) 66 (1-210) [2016.5]

り前 が、八号の規定内容からすれば、「生じる、もたらす」と解すべきであろう。「或者有其他」という文章は、文章よ だろう。また、「其他」という語句は、 風習を害し、又はその他不良な影響が生じる」を、 の道徳風習」と「その他不良な影響」は、文言上も文脈上も異なる事柄であり、 の事柄と異なり、 またそれを含まない別の事柄が生じることを指すと解すべきであろう。 通常「ほかの」と解する以外にない。 並列選択関係において解する場合にのみ、 「有」という語は多くの使い方がある 異なる意味合いを有するものであ 文脈的に意味を成 つまり、 「社会主義

質の「その他不良な影響を有すること」の二つの部分からなるのである。 ○条一項八号の規定は構造的に、 「社会主義の道徳風習を害すること」と、 これとは並列選択関係にあり、 同

る。

(二) 他の法律

1 「又はその他

中 国の立法において、多くの法律が「又はその他」という表現を使用しており、 行政法、 民事法と刑事法 ず

契約 公正な裁判に影響する関係を有する」という文章があるが、ここでの共通性は、公正な裁判の保証である。(※) 約の目的が達成できない」場合に、当事者が契約を解除することができる旨を規定している。ここでの共通性は、 の分野では、「契約法」九四条は、「当事者の一方が債務の履行を遅延し、又はその他違約行為があり、 れの分野においても見られる。行政法の分野では、「行政訴訟法」五五条に、「裁判官が事件と利害関係又はその他 0 Í 的が達成できないことである。また、「企業破産法」二二条には、「管財人が法により公正に職務を執り行 民事法

えず、

又はその他職務に堪えられない場合」という文章があるが、ここでの共通性は債権者の利益を保護すること

(阪大法学) 66 (1-211) 211 [2016.5]

料 である。刑事法の分野では、「刑法」には多くの「又はその他」の表現を含む規定があり、各則では条文全体の一(33) 割を超える四七か条がこの表現を使用している。例えば、一三四条には、「生産、作業中に安全管理の規定に違反

資 実を告発し、又はその他重要な貢献が認められ、 したため、重大な死傷事故又はその他重大な結果が生じた場合」という文章があり、ここでの共通性は行為が安全 生産を害したことである。また、「刑事訴訟法」二五一条は、下級裁判所が「刑の執行前に受刑者が重大な犯罪事 判決を見直す可能性がある場合に」、執行を停止すべき旨を規定

しているが、ここでの共通性は行為が社会に寄与することである。

に係る規定において「又はその他」という表現が使用されている。 注意すべき点は、刑法が規定する登録商標の冒用等の七つの知的財産権侵害犯罪のうち、 唯一、著作権侵害犯罪

2 不良な影響

に耕地化し、 以上の地方人民政府は、砂漠化地域の隣接地域と林地、草原を耕地化するための開墾を許可してはならない。 じた場合」を挙げている。また、「防砂治砂法(砂漠化対策法)」二○条は、「砂漠化した土地が所在する地域の県 轄地域で発生した大規模で地域的な食品安全問題に対して、速やかに処理せず、その結果不良な影響又は損失が生 安全事故に対して、速やかに主管機関に効果的な処理を命じず、その結果不良な影響又は損失が生じた場合、 の執行猶予の要件の一つとして、「執行猶予を宣告しても居住地のコミュニティーに重大な不良の影響を有しな い」ことを定めている。「食品安全法」一四二条は、行政に責任が生じる事由として、「①所轄地域で発生した食品 中国の立法において、多くの法律は「不良な影響」という表現を使用している。例えば、「刑法」七二条は、 かつ生態に不良な影響が生じた場合には、 計画的に耕地を林地、草原に転換する」と定めている。ほ すで 刑

(1-212)212 [2016.5] (阪大法学) 66

米国比較法

かに、 において、「不良な影響」 「環境評估法 (環境評価法)」等の条文も例として挙げることができる。 が用いられる条文の構造と文脈が異なるため、その具体的に意味するところについては、 もっとも、 商標法とそれ以外 の法律

単純に同様な解釈をすべきではないだろう。

ことにしたためである。 等の表現を使用することがあるが、これらは、立法者がある社会現象について規定を定める際に、 厳密さに欠け、 以上のように、 時代遅れとなることにより法の欠缺が生じることを避けるために、 中国商標法を始め、多くの国内法は「又はその他」、「不良な影響」と「又はその他不良な影響」 内容的にみれば、「又はその他」の後の語句は、 その前の語句の内容を含めず、 内容が不確定の表現を採用する 規範が不完全で、 異なる内

三「その他不良な影響」の解釈

容を持っている。法的性質をみれば、後の語句と前の語句は同じ性質を有すると評価することができる

ないし類似の規定はないであろうか。 「その他不良な影響」の内容が不確定であるとすれば、 外国又は他の地域の立法に、解釈の参考となるべき同

それらを侮辱し若しくはそれらの評判を落とす虞のある事項」に該当する商標は、 いるかを問わない)、 米国 一商標法第一編第二条は、「不道徳的、 団体、信仰若しくは国民的な象徴を軽蔑し、若しくはそれらとの関係を偽って示唆し、 欺瞞的若しくは中傷的な事項:又はある者 主登録簿に登録すべきでない旨 (生存しているか死亡して 又は

を定めている。

(阪大法学) 66(1-213) 213 〔2016.5〕

.様

資

接に適用した商標関連事件はない」。

料 を呼ぶ内容を同一視している」とされている。もっとも、米国の裁判実務において、「『不道徳的』という文言を直(33) 米国 さらに、「『不道徳的』と『反感を呼ぶ』の意味は若干異なる可能性があるが、 「商標審査基準」は、「不道徳的又は反感を呼ぶもの」を連邦商標登録簿に登録することを禁止する旨を定 判例法では不道徳的内容と反感

2 日本

きではなく、一号から六号までを考慮して行うべきであろう」としている。 ることができない旨を定めている。日本特許庁は、「本号を解釈するにあたっては、むやみに解釈の幅を広げるべ 日本商標法四条一項七号は、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」について、 商標登録を受け

裁判例がある。 反する商標は、 律によって、その使用等が禁止されている商標、 ることが社会公共の利益に反し、又は社会の一般的道徳観念に反するような場合も含まれるものとする」、「他の法 又はこれらの結合、 きょう激、卑わい、差別的若しくは他人に不快な印象を与えるような文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩 現行「商標審査基準」によれば、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」には、その構成自体が 本号の規定に該当するものとする」。裁判実務では、業界と地域の利益を公序良俗として保護する(36) 音である場合並びに商標の構成自体がそうでなくとも、指定商品又は指定役務について使用す 特定の国若しくはその国民を侮辱する商標又は一般に国際信義に

> [2016.5] (阪大法学) 66 (1-214) 214

するもの、

⑤特定の人の尊厳を冒涜するもの、

⑥人に恐怖心を与え又は迷信を唱え、

心身の健康を害するもの、

7

る。

3

中

玉 |台湾

えるなど国家民族の尊厳を冒涜するもの、 をかく乱するおそれがあるもの、 害する商標として以下の一〇種類のものを挙げている。 年五月に、 後者について一五 中 台湾の現行商標法は、 台湾の経済主管機関が公開した「公の秩序又は善良の風俗を害する商標の審査基準」 の類型を規定し、そのうちの一つが「公の秩序又は善良の風俗を害するもの」である。二〇 登録できない商標を、 ②我が国の国家民族、 ③宗教の尊厳を冒涜するもの、 識別性を有しないものとその他登録できないものに分けている。 すなわち、 国内各民族、 ① 犯罪、 外国民族を貶し又はマイナスなイメージを与 ④特定の社会集団又は団体の尊厳を冒涜 暴力、 テロリズム、 では、 反乱又は社会秩序 公序良俗を <u>一</u> 五

公共利益に違反し又は倫理道徳観念を害するもの、である。この基準は、 肖像又は名称を使用するもの、 わ Ňź せつ、 卑わい、 下品な言葉又は図形を有するもの、 ⑨著名な歴史小説に登場する実在しない人物の名称を使用するもの、 ⑧著名な歴史人物又はすでに死亡した近代の著名な人物 「標準」と同様に、 包括規定を設けて ⑩その他社会 0

4 18 IJ

18

標は公の秩序に反する商標である」と解する説がある。(38) ある場合」には、 リ条約六条の五B項二号によれば、 その登録を認めないことが許容される。 商標が 「道徳又は公の秩序に反するもの、 これを、「国家の基本的な法律又は社会通念に反する商 特に、 公衆を欺くようなもので

(阪大法学) 66 (1-215) [2016.5] 215

資 料 する一〇条と、登録が禁止される標識を規定する一一条と一二条に現れているが、公序良俗規定が明文で定められ 以上のように、パリ条約と米国、日本及び中国台湾の商標法はいずれも、 中国商標法における公共利益、公序良俗に対する保護は主に、使用と登録が禁止される標識を規定 公序良俗違反を商標登録拒絶事由

[2016.5]

216

になるものではないが、審査基準や裁判実務における公序良俗の解釈は、「不良な影響」の中身を検討する際に、 他不良な影響」に類似する規定は存在しないため、これらの法規範は直接的に「不良な影響」の解釈にとって参考 るものではないと断定することはできない。 が、これのみを根拠に、後段に規定される「その他不良な影響」が公序を保護するものであるとか、良俗を保護す ているわけではない。一〇条一項八号の前段に規定される「社会主義の道徳風習」は、 パリ条約、米国商標法、 日本商標法及び中国台湾商標法には、「その 良俗を保護するものである

(阪大法学) 66 (1-216)

(二)「不良な影響」 の解釈

ヒントと参考に値すると考えられる。

主な学説

せつで下品な標識、 治制度と政治活動は政治の問題に属し、風俗習慣の範囲は善良の風俗の範囲よりも広いため、この説が捉えている 「その他不良な影響」の範囲は非常に広範であり、内容的に一〇条一項の範囲を大きく超えていると言わなければ 「『その他不良な影響』は、「社会主義の道徳風習」以外の状況であって、一般的に、使用又は登録出願されてい また、「八号の目的は社会主義の道徳風習を提唱し、 我が国の政治制度、 反社会的標識、宗教的感情を害する標識、 政治活動、 宗教、 風俗習慣に害するものを指す」と解する見解がある。 暴力を煽ぐ標識は、 社会の安定を維持することである。 いずれも我が国の社会道徳と相

いと考えられる。

を含む社会団体の名称、

標識と同一又は類似するものが含まれると解するのは、

宗教と暴力をすべて道徳の範疇に含めるものであり、妥当とは言えない。法律を解釈する際に、 容れず、 また、この立場は商標を社会の安定を維持する道具と捉えているが、 していない内容を解釈によって禁止範囲に含めるべきではない。さもなければ、立法者の意思に反することになる。 当然に禁止され、 商標として使用することはできない」という意見もある。この立場は、 商標法を社会の安定を維持する法律と考える 法律が明文で禁止 わ いせつ、 政治

2 私見

標法は、

他の法律もそうであるように、

独自の論理性と整合性を持って特定の社会関係を調整しつつ、他の法

ことも適切ではないだろう。

律とともに全体の法体系を構成して、異なる角度から共同して特定の社会関係を調整する。 の文脈に沿うものであると同時に、 独自の意味を持たなければならない。そうでなければ、 同じ意味の無駄な繰り 法律の各文言は、

会の標識を女性用品に使用するなどの行為が見られ、それらは詐欺性が高いからである。{4] る提案があった。 共産党青年団、 返しになるか、 に採用されなかった。従って、「その他不良な影響を有する」標識に、 現行商標法の法改正に際して、 婦女連合会、障害者連合会等の人民団体の名称、標識と同一又は類似」する標識を加えるべきとす 論理的に一致しない語句の羅列になってしまい、法律の体を成さないことになってしまう。 その理由は、 企業が許可を得ずに婦女連合会等の人民団体の会章を商標として使用し、 全国人民代表大会常務委員会委員から、 前述した「標準」の⑤のように、人民団体 使用を禁止すべき商標に、 しかし、この提案は立法 「労働組 婦女連合

立法者の意思に反し、妥当ではな (阪大法学) 66 (1-217) 217 [2016.5]

しない等の標識と解すべきであると考えられる。

使用と登録を禁止すべき標識であるが、後者と異なる表現形式を有し、低俗下品、 「その他不良な影響を有する」標識は、「社会主義の道徳風習を害する」標識と法的に同様な性質を有するため、 人に嫌悪感を与え、他人を尊重

結び

標識ではなく、八号前段が規定する「社会主義の道徳風習を害する」標識でもなく、「社会主義の道徳風習を害す 括規定ではない。その内容は、 「その他不良な影響を有する」標識に関する商標法一○条一項八号後段は、 一〇条一項一号から七号までが規定する政治、 軍事、 通常の規定であって、 外交、民族差別、 同条同 詐欺的等の .項の包

$\widehat{\mathbb{1}}$ 国家工商行政管理局商標局『商標法規資料漚編』(法律出版社、一九八五年)三頁。

る

標識と法的に同様な性質を有し、異なる表現形式を採る標識と解すべきである。

2 号が規制する状況に該当するというべきである。第二、本件商標がその他不良な影響を有するか否かは、商標登録出願人の 秩序を尊重すべきである。本判決を紹介した邦語文献として、 行政審決又は判決が下されるときにおける事実状況を考察し、その時点においてすでに形成された新しい公の利益と公共の 判断すべきである。第三、登録審査手続中における本件商標について、その他不良な影響を有するか否かを判断する際には 出願時又は使用時における善意悪意の問題ではなく、当該商標の登録と使用によって生じうる客観的社会的効果を考察して サービスに使用する特定主体の商標として登録使用された場合に、公衆を誤解させ、公の利益を害するおそれがあれば、 に商標法一〇条一項八号の規定に反するか否かであるとしたうえで、以下のように述べた。第一、ある標識が特定商品又は 北京知識産権法院は、本件の争点は原告によって登録出願され、 『公序良俗』要件の適用判例─」知財ぶりずむ一五四号(二○一五年七月)四五頁以下がある。なお、本件は控訴され 師璟璐「中国の『LINE』〜微信の商標権の争い 異議を申し立てられている本件商標が登録された場合 一中国商標

(阪大法学) 66 (1-218) 218 〔2016.5〕

たが、本稿提出時までに控訴審判決は未だ言渡されていない。

- (3) 商標法四二条三項は、 めない旨を、 れないため、本稿では取り上げないことにする。 書面にて申請者に通知し理由を説明する」と規定している。ここでいう「不良な影響」に関しては議論が見ら 「混同を生じるおそれがあり、又はその他不良な影響を有する譲渡について、 商標局はこれを認
- [4]②で宣伝を誇張し、詐欺性を有するものを除くべきと解したのは、この内容は二〇一三年改正前の商標法一〇条一項七号に 饒亜東=蒋利瑋「対『商標法』中『其他不良影響』 的理解和適用」中華商標二〇一〇年一一号三九頁。 なお、
- (5) 趙春雷「商標法中的『其他不良影響』」中華商標二○○四年九号五八頁。

明文で規定されていたため、直接に七号を適用すべきと考えられたからであろう。

- 6 陳錦川編 『商標授権確権的司法審査』 (中国法制出版社、二〇一四年) 三六—三七頁。
- 7 孔祥俊 = 夏君麗 = 周云川「『関于審理商標授権確権行政案件若干問題的意見』的理解与適用」人民司法二〇一〇年一一

号二四頁。

9 8 最高人民法院研究室編『知識産権、不正当競争司法解釈理解与適用』(法律出版社、二〇一四年)二一四頁。 国家工商行政管理総局商標評審委員会「二〇一〇年商標評審案件行政訴訟情況」法務通訊二〇一一年二号〈http://

www.saic.gov.cn/spw/cwtx/〉(二〇一五年八月二〇日最終アクセス)。

- $\widehat{10}$ 月五日最終アクセス)。 「商標審査標準」 | 一七頁―二七頁《http://www.saic.gov.cn/spw/fifg/200904/t20090408_55188.html》(二〇一五年一〇 219
- 11 二月一日最終アクセス)参照 全国人民代表大会常務委員会において議論された法律に対する解説について、〈http://www.npc.gov.cn/〉(二〇一六年
- 12 況漚総分析」、「二〇一二年商標評審案件行政訴訟情況漚総分析」、「二〇一三年商標評審案件行政訴訟情況漚総分析」、「二〇 国家工商行政管理総局商標評審委員会「二〇一〇年商標評審案件行政訴訟情況」、「二〇一一年商標評審案件行政訴訟情
- 13 四年商標評審案件行政訴訟情況漚総分析」〈http://www.saic.gov.cn/spw/cwtx/〉(二〇一五年九月七日最終アクセス)。 国家工商行政管理総局商標評審委員会「二〇一〇年商標評審案件行政訴訟情況」法務通訊二〇一一年二号〈http://

www.saic.gov.cn/spw/cwtx/〉(二〇一五年八月二〇日最終アクセス)。

(阪大法学) 66 (1-219) 219 [2016.5]

資

14 〈http://www.saic.gov.cn/spw/cwtx/201508/t20150827_161111.html〉(二○一五年一○月五日最終アクセス)。 国家工商行政管理総局商標評審委員会「二〇一四年商標評審案件行政訴訟情況漚総分析」法務通訊二〇一五年二号

- 15 同右。
- 16 《http://www.saic.gov.cn/spw/dxal/201509/t20150923_161946.html》(二〇一六年二月一五日最終アクセス)。
- $\widehat{17}$ 《http://www.saic.gov.cn/spw/dxal/201512/t20151208_164638.html》(二○一六年二月一五日最終アクセス)。
- 18 〈http://www.saic.gov.cn/spw/dxal/201512/t20151202_164491.html〉(二〇一六年二月一五日最終アクセス)。

中国社会科学院語言研究所詞典編輯室編『現代漢語詞典(第五版)』(商務印書館、二〇〇五年)六二三頁。

20 同書一六五一頁。 19

21 同書一〇七〇頁。

22

同書八五〇頁。

- 23 同書一一四頁。
- 25

 $\widehat{24}$

同書一六三六頁。

- 夏征農編『辞海』 (上海辞書出版社、二〇〇〇年) 一六三一頁。
- 26 同書一九二頁。
- 28 $\widehat{27}$ 同書九八五頁。 同書: [::]::]三頁。
- 29 他の例として、「反壟断法」五二条等がある。
- 30 他の例として、「労働争議調解仲裁法」二七条等がある。
- 31 例えば、 一三三条の交通事故過失致死傷罪、危険運転罪等である。
- 32 アクセス)。 特許庁サイト〈http://www.jpo.go.jp/shir.you/s_sonota/fips/pdf/us/shouhyou.pdf〉六頁(二〇一六年一月三〇日最終
- 33 米国専利商標局訳(中国工商行政管理総局商標局校正)『美国商標審査指南』(商務印書館、二〇〇八年)一八一―一八

二頁。

(阪大法学) 66 (1-220) 220 [2016.5]

- 34 米国専利商標局訳・前掲注(33)一八三頁。
- 35 特許庁編 『工業所有権法 (産業財産権法)逐条解説(第一九版)』(発明協会、二〇一二年)一二八六―一二八七頁。
- 36 月二七日最終アクセス)。 特許庁「商標審査基準」〈http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/syouhyou_kijun/16_4-1-7.pdf〉(二〇一六年
- 東京高判平成一一年一一月二九日判時一七一〇号一四一頁 [母衣旗事件]。
- 37 38 ボーデンハウゼン(湯宗舜=段瑞林訳)『保護工業産権巴黎公約解説』(専利文献出版社、一九八四年)一〇六頁。
- 39 標法律詳解』(中国工商出版社、二〇〇四年)五一頁。 国家工商行政管理総局商標局編著『中華人民共和国商標法釈義』(中国工商出版社、二〇〇三年) 五七頁、董葆霖
- 40 頁。 扈紀華=裘敬梅=王柏=趙雷=劉淑強編著『中華人民共和国商標法釈義及実用指南』 (研究出版社、二〇〇一年) 七四
- 41 一六年一月二一日最終アクセス)。 王乃坤「人民団体名称不得作為商標」〈http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2013-10/18/content_1810233.htm〉(二〇